

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	合同会社BePlace(ビープレイス)
主たる事務所の所在地	名古屋市中区金山五丁目2番26号207号
法人種別	合同会社
代表者名	下久保 亮太、佐渡本 琢也
設立年月日	2017年2月1日
電話番号	052-990-2004
ファクシミリ番号	052-308-3394

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	テンハート訪問看護ステーション
介護保険事業所番号	2360690214
所在地	名古屋市中区金山一丁目7番4号ニッセイ・ディーセント金山902号
電話番号	052-990-2003
ファクシミリ番号	052-308-4401
開設年月日	2017年4月1日
管理者の氏名	佐渡本 琢也
サービス提供地域	名古屋市全域
実施しているその他の事業	

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業 2. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
運営の方針	1. 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 2. 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員

	<p>等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
--	---

4. ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
保健師	2人以上	常勤2名以上 昼勤(午前9時～午後6時)2名以上
看護師	1人以上	常勤1名以上 昼勤(午前9時～午後6時)1名以上
准看護師	なし	
理学療法士	なし	
作業療法士	なし	

5. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後6時まで

6. 提供するサービス内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

7. 利用料

(1) 介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の 1 割が利用者の負担額となります。利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。(別紙テンハート訪問看護料金表参照)

(2) 医療保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の 1 割～3 割が利用の負担額となります。利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。(別紙テンハート訪問看護料金表参照)

(3) 以下の時間帯は、次の割合で利用料に加算されます。

早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時) 25%

深夜(22時～翌朝6時) 50%

(4) 上記料金算定の基本となる時間は、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

(5) 介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

(6) 当ステーションは、24時間の緊急時の訪問看護を必要に応じて行う体制にあります。その利用料は、下記のようになります。

介護保険利用 緊急時訪問看護加算 540単位/月

医療保険利用 24時間対応体制加算 5400円/月、緊急時訪問看護加算 2650円/日

利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

(7) その他の費用(全額自己負担)

① 通常の実施地域を越えても交通費は徴収しません。

(通常の事業の実施地域)

名古屋市の全域とします。

② 死後の処置料 10,800 円

③ サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

(8) 支払方法

口座振替の場合は、利用した月の翌月 15 日前後に利用明細書を送付し、26 日に口座より振替いたします。口座振替手数料は、利用者負担となります。

現金支払いの場合は、翌月 15 日前後に料金を徴収いたします。

8. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日 午前9時～午後18時
	ご利用方法	電話 052-990-2003 面接 テンハート訪問看護ステーション相談室
名古屋市 健康福祉局介護課指導係	ご利用時間	平日 午前9時～午後5時
国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	ご利用時間	平日 午前9時～午後5時
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター	ご利用時間	平日 午前9時～12時、午後1時～5時
	ご利用方法	電話 052-971-4165 電話 052-910-7976

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また、緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主 治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機 関	医療機関の名称	
	院長名	
	所在地	
	電話番号	
	診療科	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

10. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社
- ・保険の内容 賠償責任保険

年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、

甲1に

甲2に

対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

主たる事務所所在地

名古屋市中区金山一丁目 7 番 4 号ニッセイ・ディーセント金山902号

名 称 合同会社 BePlace

印

説明者 テンハート訪問看護ステーション

氏名

印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所

氏名

印

(甲2) 利用者の家族 住所

氏名

印

【個人情報の取扱いについて】説明書

1. 基本的事項

テンハート訪問看護ステーション(以下、事業所という)は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう)の保護の重要性を認識し、当事業所が提供する医療・介護サービス実施に当たっては、個人の権利利益を侵害する事のないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

2. 秘密の保持

事業所は、医療・介護サービス提供により業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

3. 事業所従業者の遵守

事業所は、事業所に従事している者に対して、在職中及び退職後においても業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護に必要な事項を遵守させるものとします。

4. 収集の制限・内容の正確性の確保

事業所は、医療・介護サービス提供を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法で収集するとともに正確かつ最新の内容に保つこととします。

5. 利用の制限

事業所は、個人情報を取扱うにあたっては、その利用目的を特定し書面により同意されたものについてのみ利用します。また、利用目的外に利用する場合には、個別に書面により同意を得るものとします。

6. 利用目的

個人情報の利用目的は次のとおりです。

(1) 医療・介護関係事業者内部での利用目的

- ① 事業所が利用者等に提供する医療・介護サービス
- ② 医療・介護保険事務
- ③ 医療・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理業務のうち・入退所等の管理・会計・経理・事故等の報告・利用者の医療・介護サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供

- ① 事業所が利用者等に提供するサービスのうち・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や医療機関・居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答・家族等への心身の状況説明
- ② 医療・介護保険事務のうち・審査支払機関へのレセプトの提出・審査支払機関又は保険者からの照会への回答・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(3) 上記以外の利用

- ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 医療機関・介護保険事業所等において行われる学生の実習への協力

- ③ 行政機関・医療関係事業者・介護関係事業者間等の研修会、研究会等への発表の資料
- (4) 法令上、医療・介護関係事業者が行うべき義務として
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 医療機関・居宅介護支援事業者等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- (5) 行政機関等の報告徴収、立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの
 - ① 市町村による文書等提出等の要求への対応
 - ② 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
 - ③ 都道府県知事による立ち入り検査等への対応
 - ④ 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
 - ⑤ 事故発生時の市町村への連絡

7. 利用同意の取り消し

個人情報を取得する時点で、本人の同意がなされたもののうち、その一部について同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取扱いについては、本人の同意が取り消されなかつた範囲に限定して取扱うものとします。

8. 保有個人データの開示

事業所が保有する個人データについて、本人から開示等の求めがあった場合には、担当者の意見を聴いた上で、速やかに開示等をするか否か等を決定します。なお、開示等をしない場合は、その理由を文書で通知します。開示等の受付先 苦情受付担当者(テンハート訪問看護ステーション管理者 佐渡本 琢也) 開示手数料 実費

9. 苦情処理体制

個人情報利用の取扱いに関して苦情・疑問・開示を希望される場合には、上記の苦情受付担当者にお申し出ください。

平成 年 月 日

指定訪問看護の提供の開始に際し、本書面に基づき【個人情報の取り扱いについて】の説明を行いました。

テンハート訪問看護ステーション
管理者 佐渡本 琢也

印

私は、本書面に基づいて上記職員から重要事項説明書について説明を受け同意しました。

契約者

印

代理 人 印 (続柄)

緊急時訪問看護及び介護予防緊急時訪問看護同意書

テンハート訪問看護ステーション 管理者 佐渡本 琢也 宛

私は、担当職員から重要事項説明書別紙で緊急時訪問看護及び介護予防緊急時訪問看護について説明を受け、このサービスを利用することに同意します。

平成 年 月 日

契約者 印

代理人 印 (契約者との続柄:)